

# 病気休暇制度

項 目		概 要	
病 気 休 暇	病気休暇の期間 (給与満額支給期間)	結核性疾患	90日 (当分の間、精神神経系疾患の場合180日)
		その他私傷病	
		精神神経系疾患	
	取得単位		日・時・分 (最小限度必要と認める期間)
	管理単位 (期間計算単位)		日 ※時・分で取得した日も1日として算入
	通算の取扱い		連続する8日以上病気休暇の末日の翌日から、実勤務日が20日に達するまでの間に再び病気休暇を取得した場合は連続しているものとみなし通算する
	申請		休暇欠勤等処理簿に医師の診断書を添えて、学校長の承認を受ける ただし、1週間未満の場合は、様式第1号の書類に領収書等を添えて学校長に提出する
	承認		90日以下は学校長承認 90日超は教育委員会承認 (結核性疾患の場合は教育委員会承認)
	療養報告書		精神神経系疾患の場合は3箇月毎に報告
復帰		90日を超える私傷病が治癒して出勤する場合は教育委員会承認	
病 気 休 職	病気休職の期間	結核性疾患	3年 ※満2年に達するまで、給料、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当の100分の80を支給することができる(校長・教員は特例措置あり)
		その他私傷病	3年 ※満1年に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当の100分の80を支給することができる